

仕 様 書

1 品目、数量及び規格

- (1) 通行禁止除外指定車標章 1, 890枚
サイズ 横180mm×縦130mm
用紙 上質紙 四六判換算110kg
印刷及び加工 表裏1色(墨)
表面に偽造防止加工(複写判別)及びホログラム加工
- (2) 駐車禁止除外指定車標章(歩行困難者) 8, 820枚
サイズ 横180mm×縦130mm
用紙 上質紙 四六判換算110kg
印刷及び加工 表裏1色(墨)
表面に偽造防止加工(複写判別)及びホログラム加工
- (3) 駐車禁止除外指定車標章(その他) 1, 710枚
サイズ 横180mm×縦130mm
用紙 上質紙 四六判換算110kg
印刷及び加工 表裏1色(墨)
表面に偽造防止加工(複写判別)及びホログラム加工
- (4) 紫外線要保護者使用中標章 20枚
サイズ 横180mm×縦130mm
用紙 上質紙 四六判換算110kg
印刷及び加工 表裏1色(墨)
表面に偽造防止加工(複写判別)及びホログラム加工
- (5) 通行禁止道路通行許可車標章 9, 550枚
サイズ 横170mm×縦128mm
用紙 上質紙 四六判換算110kg
印刷及び加工 表裏1色(墨)
表面に偽造防止用ホログラム加工
- (6) 歩行者用道路通行許可車標章 250枚
サイズ 横170mm×縦128mm
用紙 上質紙 四六判換算110kg
印刷及び加工 表裏1色(墨)
表面に偽造防止用ホログラム加工

※ 梱包は、各品目ごとに100枚／1帯、納入数が100枚未満の品目に関しては1帯にまとめる。

2 納入等

- (1) 納入前にテスト品を提出し、テストの合格してから納入すること。
- (2) 納入数量、納入先については別紙のとおりとする。
- (3) 小包、郵送等で物品を納入する場合には、納品書が梱包されている旨を一目で分かる場所に明記すること。

3 その他

作成に当たり、疑義が生じたとき及び定めていない事項については、両者協議の上、決定するものとする。

別紙

	通行禁止除外 指定車標章	駐車禁止除外 指定車標章 (歩行困難者)	駐車禁止除外 指定車標章 (その他)	紫外線要保護者 使用中標章	通行禁止道路 通行許可車標章	歩行者用道路 通行許可車標章
交通規制課	600	2,900	600	20	-	-
千葉中央	80	200	60	-	-	-
千葉東	50	160	30	-	2,000	-
千葉西	90	320	40	-	2,000	-
千葉南	50	110	20	-	-	-
千葉北	110	260	30	-	-	-
習志野	50	250	30	-	-	-
八千代	30	280	30	-	-	-
船橋	70	240	50	-	5,000	-
船橋東	50	340	30	-	-	-
鎌ヶ谷	10	130	20	-	-	-
市川	180	190	70	-	-	-
行徳	10	120	20	-	-	-
浦安	10	170	20	-	-	-
松戸	30	390	70	-	-	-
松戸東	20	270	20	-	-	-
野田	10	130	20	-	-	-
柏	100	250	40	-	-	-
流山	10	110	40	-	-	-
我孫子	10	150	30	-	-	-
佐倉	20	320	60	-	-	-
(八街)	10	80	10	-	-	-
四街道	10	110	10	-	-	-
成田	20	130	30	-	-	-
空港	10	10	10	-	-	-
印西	10	140	10	-	-	-
(白井)	10	50	10	-	-	-
香取	10	30	10	-	-	50
(多古)	10	10	10	-	-	-
(小見川)	10	20	10	-	-	-
銚子	10	50	10	-	50	50
旭	10	40	10	-	-	-
匝瑳	10	30	10	-	200	50
山武	10	50	10	-	-	-
東金	10	50	60	-	-	-
茂原	10	80	20	-	-	-
(一宮)	10	10	10	-	-	-
いすみ	10	20	10	-	200	100
勝浦	10	10	10	-	-	-
(大多喜)	10	10	10	-	-	-
市原	10	210	20	-	-	-
(南総)	10	30	10	-	-	-
木更津	10	140	10	-	-	-
君津	10	70	10	-	-	-
(上総)	10	10	10	-	-	-
富津	10	50	10	-	-	-
館山	20	60	20	-	100	-
(千倉)	10	10	10	-	-	-
鴨川	10	20	10	-	-	-
合計	1,890	8,820	1,710	20	9,550	250